

新子安駅周辺美化推進GROUP会則

(名称)

第1条 この会は、新子安駅周辺美化推進GROUP（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、新子安駅周辺のポイ捨て・受動喫煙対策のほか、駅周辺の環境美化を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、次をもって組織する。

- (1) 新子安地区連合自治会
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社（新子安駅）
- (3) 京浜急行電鉄株式会社（京急新子安駅）
- (4) 新子安駅周辺事業者
- (5) 新子安駅周辺で環境美化活動を実施している団体等
- (6) 行政機関

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 新子安駅周辺クリーンアップキャンペーン
- (2) その他、目的達成に必要なこと

(会長)

第5条 本会の会長は、新子安地区連合自治会長とする。

(会長の役割)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、神奈川区長とする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、神奈川区地域振興課に置く。

2 事務局長は、神奈川区地域振興課資源化推進担当課長とする。

(全体会議)

第9条 全体会議を毎年3月に開催する。

- 2 全体会議は、会長が招集し議長となる。
- 3 全体会議の議事は、次のとおりとする。
 - (1) 当該年度の活動報告
 - (2) 次年度の活動計画
 - (3) 目的達成に向けた意見交換
 - (4) その他必要事項

- 4 必要に応じて臨時全体会議を開催する。
- 5 臨時全体会議は、会長が招集し議長となる。
- 6 臨時全体会議の議事は、次のとおりとする。
 - (1) 各種依頼事項
 - (2) 各種情報提供
 - (3) 目的達成に向けた意見交換
 - (4) その他必要事項

(参加)

第10条 本会に参加しようとする者は、参加申込書（様式1）を事務局に提出することとする。

(退会)

第11条 本会を退会しようとする者は、退会届（様式2）を事務局に提出することとする。

(委任)

第12条 この会則に定めのない事項については、全体会議で決定する。

附則

この会則は、令和7年7月7日から施行する。

(様式1)

新子安駅周辺美化推進GROUP
参加申込書

年 月 日

GROUPの趣旨に賛同し、メンバーとして参加します。

名 称	
所 在 地	
担当者名	
電 話	
F A X	
E-mail	
備 考 (連絡事項)	

<提出先>

神奈川区役所地域振興課資源化推進担当

<提出方法>

E-mail : kg-shigenka@city.yokohama.lg.jp

F A X : 045-323-2502

郵 送 : 〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

(様式2)

新子安駅周辺美化推進GROUP
退会届

年 月 日

次のとおり、GROUPを退会します。

名称	
退会日	年 月 日
退会理由	
備考 (連絡事項)	

<提出先>

神奈川区役所地域振興課資源化推進担当

<提出方法>

E-mail : kg-shigenka@city.yokohama.lg.jp

FAX : 045-323-2502

郵送 : 〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8